

市営住宅入居者募集



- ①南鷹巣団地・・・鷹巣字平崎上岱13-2
簡易耐火2階建2DK 月額 9,400円～12,100円
トイレ:汲取 給湯:無 浴室:浴槽無
- ②林岱団地・・・八幡岱新田字林岱89-1★
木造平屋1戸建3DK 月額 9,600円～16,900円
トイレ:水洗 給湯:無 浴室:浴槽無
- ③田の沢団地・・・川井字鳥屋沢40-25
木造平屋長屋建2LDK 月額 21,100円～41,500円
トイレ:水洗 給湯:有 浴室:ユニットバス 共益費:400円
- ④上野団地・・・米内沢字桐木岱311-1
木造平屋長屋建1LDK 月額 10,500円～20,700円
トイレ:水洗 給湯:無 浴室:浴槽有
- ⑤東裏簡二団地・・・阿仁水無字畑町東裏49-1
簡易耐火2階建2DK 月額 10,500円～20,700円
トイレ:水洗 給湯:無 浴室:浴槽無
- ⑥三両団地・・・阿仁水無字寺後1-5★
木造平屋1戸建3DK 月額 10,500円～20,600円
トイレ:水洗 給湯:無 浴室:浴槽有
- ⑦上新町団地・・・阿仁水無字上新町東裏4-6★
木造2階建2戸建3LDK 月額 16,400円～32,300円
トイレ:水洗 給湯:無 浴室:浴槽有
- ⑧上杉団地・・・上杉字上屋布岱61-47★
木造平屋1戸建4LDK 月額 42,000円～73,000円
トイレ:水洗 給湯:有 浴室:ユニットバス
- ⑨サンコーポラスなかない住宅・・・鷹巣字東中岱51-1
鉄筋コンクリート造5階建3DK
月額 43,100円 共益費 800円
駐車場使用料 3,000円(希望者) (募集戸数)各階1戸
トイレ:水洗 給湯:無 浴槽:有 (2階以外)

※★印の住宅は単身入居できません

【入居資格】

- ・収入基準を満たすこと
- ・住宅に困窮していることが明らかなこと
- ・公租公課を滞納していないこと

【敷金】 家賃の3ヵ月分(退去時までの預り金)

【受付期間】 4月2日(月)～11日(水)土日除く

【申込み先】 都市計画課(森)/生活課(鷹)/合川総合窓口センター/阿仁総合窓口センター

【現地案内の日時】

日時 日時 4月6日(金)又は9日(月)
 ▽森吉地区 9:00～ ▽阿仁地区 11:00～
 ▽鷹巣地区 13:30～ ▽合川地区 15:30～

※ご希望の方は希望日の前日までに電話等でお申し込ま、当日は住宅所在地の庁舎ホールにお越し願います

問 都市計画課都市計画住宅班 ☎72-5246

平成24年 春の火災予防運動

期間 4月1日(日)～4月7日(土)

統一標語「消したはず 決めつけないで もう一度」
消防本部、消防団、婦人消防隊では、火災予防運動期間中に火災予防啓発活動の一環として次の行事を行います。

- ▽4月1日 各地区消防団による一斉放水訓練
鷹巣地区～中央公園堤防 (7:00～)
森吉地区～市日通り河川敷 (7:00～)
阿仁地区～湯口内地区 (8:45～)
合川地区～上杉農村運動広場 (8:30～)

▽各地区消防団によるチラシ配布
 ▽ショッピングセンターの火災予防広報
 ▽4月1日～4月7日 保育園ぬりえ展示(阿仁合駅、比立内駅)

※期間中は7時と21時(森吉は20時)に防火サイレンの吹鳴及び消防車両による巡回広報を行います

「設置しましょう!住宅用火災警報器」

住宅用火災警報器は、平成23年6月1日から設置が義務化になりました。

問 消防本部 ☎62-1119

平成24年経済センサスー活動調査ご回答、ありがとうございました

●経済センサスー活動調査は全ての企業・事業所を対象に全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する我が国唯一の調査です。

●調査の結果は、国の各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地域行政のための基礎資料として利活用されます。

●記入していただいた調査票は厳重に保管し、集計が完了した後は完全に溶かし、再生紙として生まれ変わります。

まだ回答がお済みでない場合は、お早目の回答をお願いします。

問 総合政策課政策班 ☎62-6606



住宅リフォーム緊急支援事業のお知らせ

お問い合わせ 都市計画課都市計画住宅班 ☎72-5246

1. 対象となる方

▽市に住民登録されている方
 ▽申請者及び工事する住宅に住む親族が市税等を滞納していない方

2. 対象となる住宅

▽市内の住宅であること(別荘等を除く)
 ▽賃貸している住宅又は賃貸する予定の住宅でないこと
 ▽申請者若しくは親又は子が所有し、かつ居住する住宅であること

3. 対象となる工事

▽工事費用が50万円以上であること
 ▽平成25年3月29日までに完了する工事であること
 ▽市内に本店のある業者又は住民登録している個人が工事すること
 (補助対象とならないもの)

・公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事費用
 ・門や塀などの外構工事費用
 ・重複計上が認められていない他の補助制度を利用する工事の費用
 ・その他、補助金の交付が適当でないと思われる工事の費用

4. 補助金額

▽工事費の10分の1の金額(ただし20万円を限度とする)

5. 申請受付

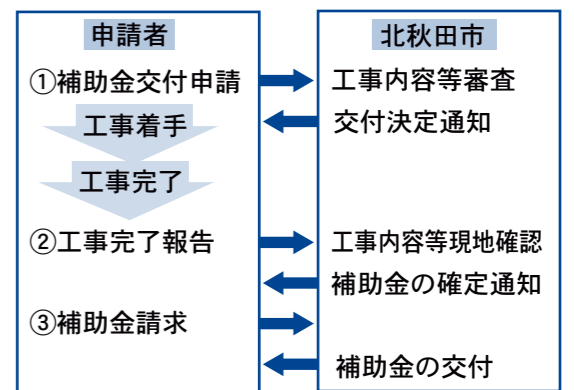
▽受付開始 平成24年4月1日
 ▽申請場所 都市計画課(森吉庁舎)、生活課(本庁舎) 合川及び阿仁総合窓口センター
 ▽申請方法 工事着手前に次の書類を添付して提出してください

- ・補助金交付申請書
- ・工事契約書又は請書の写し
- ・内訳明細書又は見積書の写し
- ・工事着工前の写真
- ・その他、必要と認める書類

◎あきた安全安心住まい推進事業の申請も取り次ぎます。

※補助金の交付申請は、同年度内に一回限りです。前年度までに本事業を利用された場合、補助を受けたリフォーム等工事個所・工事内容と異なる工事は対象となりませんが、先に受けた補助金と合わせて20万円までを限度とします

補助事業申請フロー



あきた安全安心住まい推進事業

県では住宅を建設又はリフォームされる方に対して、工事費などの一部を補助します。

- ①住宅リフォーム推進事業
- ②住宅用太陽光発電システム普及支援事業
- ③家庭用高効率給湯器等買換支援事業

④「秋田スキの家」普及促進事業
 対象者及び対象住宅その他詳細については県のホームページをご覧ください
 問 北秋田地域振興局建築課 ☎63-2561

木造住宅耐震補助事業

木造住宅の耐震診断に係る経費の一部を補助します。

1. 対象となる住宅
 昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅(併用住宅の場合、住宅部分の面積が2分の1以上)

2. 対象となる方

▽市内の耐震診断士と耐震診断の契約をする方
 ▽市内に診断対象住宅を所有(共有を含む)する個人の方

▽市税等を滞納していない方

3. 補助金額

診断に要した費用の3分の2の金額ただし、3万円を限度とする

4. 申請受付

○受付期間 平成24年4月2日～平成25年2月末
 ○申請場所 都市計画課(森吉)、生活課(鷹巣)、合川及び阿仁総合窓口センター

○申請方法 耐震診断の契約を行う前に、次の書類を添付して提出してください。
 ・住宅の付近見取り図
 ・住宅の建築時期及び所有者が確認できる書類

・耐震診断費用の見積書の写し
 ・住宅に借家人が住んでいる場合は、耐震診断の実施に係る同意書
 問 都市計画課都市計画住宅班 ☎72-5246